

「放送法施行規則の一部を改正する省令案等」に対して提出された意見と総務省の考え方

－V-Low マルチメディア放送の高音質化等への対応－

【意見募集期間：平成 26 年7月5日(土)～平成 26 年8月5日(火)】

No	提出された意見	総務省の考え方
1	<p data-bbox="250 491 439 571"><該当箇所> 全般</p> <p data-bbox="250 639 376 671"><意見></p> <p data-bbox="250 687 1458 911">本省令等改正案は、V-Lowマルチメディア放送のサービスとして、①従来のアナログラジオを超える高音質化が可能となることでリスナーに新たな音楽体験を提供、ひいては音楽産業やオーディオ産業の活性化に寄与できる、②地域の防災・安全情報をより迅速に伝達することを可能とし、自然災害等に対する一層の国土強靱化に寄与できるものとして高く評価、賛成いたします。</p> <p data-bbox="1182 975 1440 1007">【株式会社VIP】</p>	<p data-bbox="1485 491 2056 571">本改正案に対する賛同意見として承ります。</p>
2	<p data-bbox="250 1023 439 1102"><該当箇所> 別紙2</p> <p data-bbox="277 1118 1453 1246">標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を改正する省令案 第二十四条の九 3</p> <p data-bbox="250 1358 376 1390"><意見></p> <p data-bbox="277 1406 1453 1437">今回の省令案におけるACシンボルの配置に関する記述に関して修正を要望いた</p>	<p data-bbox="1485 1023 2089 1246">本改正案においては、地震動警報情報は、従来の規定どおりセグメント番号0のみでの伝送に限っているのに対し、防災・安全情報は、セグメント番号を問わずに伝送可能となっております。</p> <p data-bbox="1485 1262 2089 1437">これは、防災・安全情報の運用環境を鑑み、制度上では自由度を持たせることにより、防災・安全情報を扱う運用者のニーズや受信機器設計上の要件等を踏まえ、セグ</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
	<p>します。</p> <p>平成二十三年総務省令第八十七号 第二十四条の九 3において地震動警報情報は、セグメント番号0のみでの運用となっていますが、今回の省令案では、防災・安全情報を、セグメント番号0以外でも運用が可能となっています。</p> <p>V-LOWサービスは、今年度内での開始に向け、従来より規定されているセグメント番号0のみでの運用を想定した開発が進められています。サービス開始を目前に控えた状況における規定の変更は速やかなサービスの立ち上げを阻害するものと思われる。</p> <p>既に幅広く普及しているUHF帯ワンセグ端末での受信が可能となるセグメント番号0のみでの防災・安全情報の運用がサービス普及の観点においても、非常に重要であると考えます。将来拡張を想定した場合でも、セグメント番号0のみに全ての情報を配置しておけば、ソフト変更で対応が可能で広く国民の利益に貢献できます。</p> <p>1セグメントのAC信号204bitの伝送に必要な時間は約260msec(*)と十分に短くセグメント番号0のみを使用し、地震動警報情報と防災・安全情報を順次伝送することは、実運用上、十分に可能であると考えます。</p> <p>以上により、第二十四条の九 3を以下の記載とすることを強く要望いたします。</p> <p>「一セグメント形式のOFDMフレーム又は三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0以外のセグメントには、変調波の伝送制御に関する付加情報、地震動警報情報、防災・安全情報を伝送するためのAC信号から生成されるACシンボルを配置してはならない」</p> <p>(*) Mode3, Guard1/4の場合</p> <p style="text-align: right;">【富士通セミコンダクター株式会社】</p>	<p>メントの柔軟な利用を可能とするものです。</p> <p>また、本改正案の内容により、受信機器設計上の拡張性の観点から、セグメント番号0のみで地震動警報情報と防災・安全情報を順次伝送する、という運用形態につきましても、当該運用形態を希望する運用者のニーズを踏まえた民間技術規格の策定により、対応可能と考えます。</p> <p>したがって、本改正案は原案のとおり記述とすることが適切と考えます。</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
3	<p>＜該当箇所＞ 全般</p> <p>＜意見＞ 放送局が放送法が全く守っていない現状で、法律を改定する意味があるのか疑問です。</p> <p>罰則がないので、NHKを含む放送局は、全く放送法を守っていないと思います。</p> <p>民法ならば、気に入らなければ見なければいいし、提供企業の製品を利用しなければいいのですが、NHKに関しては、テレビがありさえすれば、受信料を支払う義務が発生します。</p> <p>最近の報道を聞くと、インターネットでもNHKの放送をしたいとのことで、インターネットに接続する環境があれば、受信料を取りたいとのこと。</p> <p>寝言を寝て言いなさい。</p> <p>まず、NHKに関しては、BS放送が朝鮮半島にまで電波を供給している現状について、説明をすべきと思います。</p> <p>朝鮮半島では、BSアンテナとチューナーを設置すれば、日本の放送を見ることが出来るそうです。</p> <p>日本国内では、BSアンテナを設置するとすぐに、NHKの関係者が家庭訪問をして、BS受信料を払うように言ってきます。</p> <p>しかし、この連中は、朝鮮半島まで出張することはありません。</p> <p>公平と言うのなら、朝鮮半島の視聴者からも料金を取るか、朝鮮半島には電波を送らないようにするのが普通とおもいます。</p> <p>日本国民からのみ受信料を受け取っておいて、朝鮮半島の人間には、無料で放送をする。</p> <p>このような裏切り行為を見逃せません。</p> <p>日本人を差別するのは辞めなさい。</p>	<p>意見募集の対象である本改正案に対する直接のご意見でないため、参考として承ります。</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
	<p>民放に関しては、ニュースもスポーツ中継にしても、一体、どこの国の放送局なのかという、報道態度に、もう、見る気はまったくありません。</p> <p>ドラマやアニメにまで、韓国や中国を持ち上げ、日本を非難するメッセージを含ませる。</p> <p>GHQの置き土産は、酷い状況になっているようです。</p> <p>放送法に罰則を設け、違反する放送局には、放送免許、周波数帯を剥奪する協力な喧々を持つ第三者機関の設立がなされなければ、いかなる放送法の改訂も無意味です。</p> <p>電波のオークション制もいいでしょう。</p> <p>消費税を10%に上げるのならば、ほとんど只のような放送電波も、巨額の使用量を取るべきです。</p> <p>マスコミ各社は消費税増税におおむね賛成ですが、自分たちは軽減税率を申請するという、恥知らずな連中です。</p> <p>放送法に罰則を設ける事と、放送電波使用料はオークション制を含めた巨額の使用量を支払わせることを法律で明記していただきたく思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p>	
4	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> そもそも論になるが、現在放送されている番組自体が本来は公共の所有物である電波を使っているものである。</p> <p>よって、放送された番組は公共財として扱うのが当然であり学術研究や学生の授業のための使用法であれば、許可等を受けずとも使えるようにすべきである。</p>	<p>意見募集の対象である本改正案に対する直接のご意見でないため、参考として承ります。</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
	<p>実際のところ韓国や米国等では当然のように行われており自国コンテンツ産業の国際的普及に貢献している。</p> <p>加えて言えば、災害時の速報等の番組や表示については無条件で転送や書き込みできる内容として明文化しておくべきである。</p> <p>さらに言えば、デジタル化されたがテレビ局が全く増えていない。テレビカメラを作る日本メーカーは池上通信機やソニーなど少なくない。</p> <p>日本企業支援のためにもテレビ局を増やす努力をすべきではないか。あとは市場に任せる。</p> <p>これにより現行の大手テレビ局が倒産するかもしれないが、それこそ安倍政権の良く言う「自助努力」の結果である。</p> <p style="text-align: right;">【個人②】</p>	